

過誤納金に係る還付請求権の譲渡通知書(自動車税(種別割)用)

私(譲渡人)は、種別割に係る過誤納金の還付請求権を下記のとおり譲渡したので通知します。

年 月 日

地域振興局長 様

譲渡人(納税義務者)

電話番号 () -

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

印

記

過誤納金内訳	年度	自動車登録番号	抹消等年月日	過誤納金の発生理由
			年 月 日	抹消 重複納付
譲受人	住所又は所在地			譲受人の代納の有無
	フリガナ			有 無
振込先	金融機関	銀行組合	金庫農協	本店(所) 出張所支店(所)
	口座種別	普通 当座	口座番号	
	口座名義(カタカナで記入) ※譲受人の口座を記入してください。			

(注意事項) 提出期限を経過した場合や添付書類不足、記載漏れ等がある場合は、事務処理が間に合わず、譲渡人に還付されますので、下記をよくお読みください。

- 1 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当いたします。
- 2 添付書類
 - ◎ 譲渡人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもので、原本)

ただし、「過誤納金内訳」欄記載の種別割を納付する際に譲受人が代納した旨を領収済通知書に明記している場合は、添付を省略できます。

その場合は「譲受人の代納の有無」欄の「有」を○で囲んだ上、領収証書の写しを添付してください。それ以外の場合は「無」を○で囲んでください。
 - ◎ 抹消登録が確認できる書類(写し可)

「登録識別情報等通知書」、「輸出抹消仮登録証明書」などをお持ちの場合は添付してください。
 - ◎ 譲渡人の住民票、戸籍抄本等(写し可)

印鑑登録証明書に記載されている譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、変更があったことを確認できる住民票(個人番号の記載のないもの)、戸籍抄本等を添付してください。
- 3 提出期限(提出期限が閉庁日の場合は、その翌開庁日。郵送の場合は消印有効)

抹消登録日が1日~15日まで → その月の22日

16日~月末まで → 翌月の7日

ただし、重複納付の場合は直ちに提出してください。
- 4 その他

令和元年9月30日までに課税された「自動車税」の債権譲渡について、この様式中では「自動車税(種別割)」を「自動車税」に、「種別割」を「自動車税」に読み替えてください。

書類の提出先

○納税義務者の住所地（当該年度の4月1日現在）を所管する地域振興局県税部へご提出ください。

納税義務者の住所地 (4月1日現在)	地域振興局	電話番号	住 所
新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	新発田地域振興局 県税部	0254-26-9123	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2
村上市、関川村、 粟島浦村	新発田地域振興局 県税部 村上収税課	0254-52-7922	〒958-8585 村上市田端町6-25
新潟市 (秋葉区を除く)	新潟地域振興局 県税部	025-273-3116	〒950-8716 新潟市東区竹尾2-2-80
新潟市秋葉区、 五泉市、阿賀町	新潟地域振興局 県税部 新津収税課	0250-24-7126	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4524-1
三条市、加茂市、 燕市、田上町、弥彦村	三条地域振興局 県税部	0256-36-2212	〒955-0046 三条市興野1-13-45
長岡市、小千谷市、 見附市、出雲崎町	長岡地域振興局 県税部	0258-38-2510	〒940-8567 長岡市沖田2-173-2
柏崎市、刈羽村	長岡地域振興局 県税部 柏崎収税課	0257-21-6222	〒945-8558 柏崎市三和町5-55
魚沼市、南魚沼市、 湯沢町	南魚沼地域振興局 県税部	025-772-2665	〒949-6680 南魚沼市六日町960
十日町市、津南町	南魚沼地域振興局 県税部 十日町収税課	025-757-5513	〒948-0037 十日町市妻有町西2-1
上越市、妙高市	上越地域振興局 県税部	025-526-9311	〒943-8551 上越市本城町5-6
糸魚川市	上越地域振興局 県税部 糸魚川収税課	025-553-1849	〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1
佐渡市	佐渡地域振興局 県税部	0259-74-3310	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町20-1

下記自動車税の申告受付窓口でも受付しています。

登録ナンバー	名称（新潟県委託先）	住 所
新 潟	一般財団法人 新潟県自動車標板協会	〒950-0961 新潟市中央区東出来島14-28
長岡・上越	一般財団法人 長岡自動車協会	〒940-1163 長岡市平島1-2